



産廃特措法事業完了後の財政支援の継続

【提案・要望先】総務省、財務省、環境省

1. 提案・要望内容

産廃特措法事業完了後も継続して行う安全性確保に必要な取組に係る財政支援の継続

- 産廃特措法事業完了後も引き続き県が実施する安全性確保の取組（モニタリング、水処理等）に係る補助制度の創設・予算の確保、特別交付税措置

2. 提案・要望の理由

(1) 取組の必要性

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場（滋賀県栗東市事案）に係る産廃特措法に基づく特定支障除去等事業については、環境大臣の同意を得て策定した実施計画に掲げる目標を達成したうえで、令和4年度末に完了する予定。
- 事業完了後においても場内の廃棄物が潜在リスクを有するため、新たな生活環境保全上の支障が再発しないよう、周辺住民の安全性確保に向けた継続的な取組（モニタリング、場内浸透水の処理等）が必要。
- 今後も、国と自治体が責任を共有しつつ、連携した取組が必要。
- 同様の事業を全国15自治体19事案で実施しており、全国的に共通の課題。

(2) 国庫補助および特別交付税措置の必要性

- 特定支障除去等事業については、産廃特措法により対策事業費の90%の起債が認められ、その元利償還金の50%について特別交付税措置がなされているが、同法は令和4年度末に失効する予定。
- 特定支障除去等事業完了後のモニタリング・場内浸透水の処理には毎年7,000万円程度の費用を要する見込みで、県の財政負担が大。
- このため、環境省は、令和5年度以降の取組費用に係る補助制度の創設について予算要求中。引き続き住民の安全を確保するため、当該補助制度の創設・予算の確保および特別交付税による国の財政支援の継続が必要。

(本県の取組状況と課題)

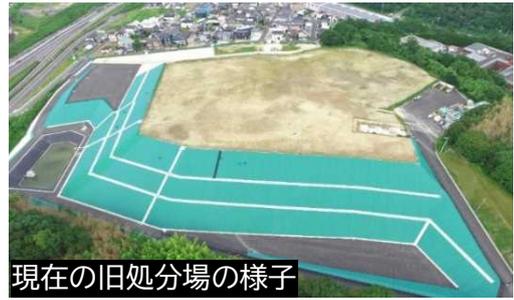
(1) 本県の取組状況と今後の予定

【取組状況】

- 令和2年度末に対策工事を完了。
- 周辺住民の安全性の確保に向け、モニタリングや水処理等を継続。

【今後の予定】

産廃特措法事業の完了後（令和5年度以降）も、場内の廃棄物が潜在リスクを有するため、周辺住民の安全性の確保に向けた取組の継続が必要。



現在の旧処分場の様子

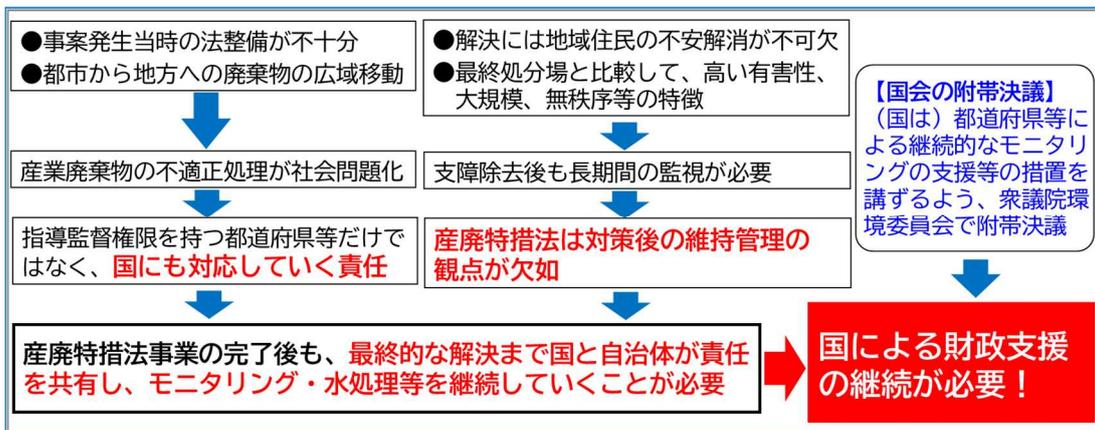
| | R 2 | R 3 | R 4 | R 5~R 7 | R 8~ |
|------------------------|-----|-----|-----|---------|------|
| 工事等(廃棄物掘削除去・処分、遮水、覆土等) | → | | | | |
| 継続的なモニタリング(水質・臭気等) | | → | → | → | → |
| 水処理施設の運転(場内浸透水の揚水浄化) | → | → | → | → | → |
| 構造物の維持管理(法面、洪水調整池等) | | → | → | → | → |
| 地元住民等との協議会、跡地利用の検討等 | → | → | → | → | → |

産廃特措法（R4年度末失効）に基づく事業の実施・国の財政支援

住民との協定書に基づく対策工の有効性確認（R7年度末目途）

旧処分場内廃棄物の安定化

(2) 産廃特措法事案の背景と特殊性



【関係する法令等の内容】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
国は、都道府県等に対し、産業廃棄物の適正処理に必要な措置を講ずるために必要な技術的・財政的援助を与えるよう努めなければならない。（第4条第3項）
- 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）
都道府県等は、実施計画の策定に当たり環境大臣の同意を得なければならない。（第4条第4項）
- 産廃特措法延長時の衆議院附帯決議（平成24年8月7日 衆議院環境委員会・抜粋）
全量撤去方式以外の支障の除去等を実施するに当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること。

担当：琵琶湖環境部
最終処分場特別対策室
TEL 077-528-3670